

PLAZA NEWSLETTER(2025年10月号)

9月も半ばを過ぎ、朝晩は少し涼しくなってきました。そして秋の行事といえお月見ですね。
今年の中 秋の名月は10月6日だそうです。月が綺麗にみえる時期にもなりますので、普段は空を見上げることは少ないですが、私も今年は月を眺めてみようと思います。
中国やベトナム、韓国などでもお月見文化はあるそうで、国によって食べるものや過ごし方に違いがあり、興味深いですね。

プラザに相談があった内容を一部紹介します。8月は52件の相談がありました。
※Qは相談者からの質問、Aはプラザからの回答です。相談内容で個人が特定されないよう一部内容を編集しています。

Q: 外国人です。失業し、現在仕事をしていません。子どもを保育園に預けるために何かボランティアの仕事はありますか？報酬がなくても問題ありません。

A: 対価のないボランティアは子どもを預けるための要件として認められません。また、対価を伴う場合でも、月13日以上または月52時間以上活動し、更に就労証明書の提出が必要です。事業団で募集しているボランティアでは就労証明書が出せる活動がありません。お仕事相談でサポートをしました。

Q: 文化活動ビザについて質問です。6か月間、日本文化を学ぶために民間スクールに通う予定です。この活動は、文化活動ビザの対象になるかを知りたいです。

A: 「文化活動ビザ」の要件として、滞在中の生活費の証明（生活費や活動費用などの経費支払い能力の証明）が求められます。文化活動ビザは日本の伝統文化や芸能などを学習・研究する目的で取得するものであるため、月2、3回程度や週1回のくらいのものだと難しい場合もあります。また、講師となる方はその文化や芸能に精通した専門家であることが必要です。これから通う民間スクールの情報や講座内容が分かる資料を持って、一度、出入国在留管理庁で相談することをおすすめします。

Q: 現在、留学生で大学の寮に住んでいますが、卒業するにあたり、数日後に寮を退居し、一時帰国する予定です。来月、再度熊本に戻り、再来月には就職のため別の県に移動します。

今月、熊本で転出届けを出した後、転入手続きはどのように進めたらいいか教えてください。

A: 転出届けの時期は、退居時ではなく来月再度熊本に来るときにしたほうがいいです。また、転入手続きについては、新しく引越した先で行ってください。

Q: 自転車の事故に遭ったので、治療費や慰謝料請求などの手続きをするのに弁護士相談をしたいです。

A: 相談プラザでは毎月第3土曜日に法律相談ができます。完全予約制なので事前にご連絡ください。

また、法テラスでも外国語で問合せや相談ができるサービスを行っています。

多言語情報提供サービス ☎ 0570-078377



困ったことがあれば、熊本市外国人総合相談プラザに連絡してください。

法テラス
多言語情報提供サービス

第20回外国ルーツの生徒と保護者のための進路説明会

進路ガイダンス in 熊本 参加者の感想紹介

7月6日（日）の進路ガイダンス in 熊本は、今年で20回目の開催でした。例年通り、今年も多くの方に参加いただきました。たくさんの感想が集まりましたので、一部を紹介します。

【参加者の感想・中学生】

- 勉強のやり方、高校の倍率など、知らなかったことをたくさん学んだ。今日からがんばろう。
- 個別相談で自分の夢を見つけることができ、とても役に立ちました。本当にありがとうございました。
- 高校入試について色々な情報や説明を聞いて刺激を受けました。まずは日本語が上達するように一生懸命がんばりたい、と思いました。先生方の言葉に感謝しています。
- 高校受験の対策が分かりました。苦手な教科をがんばります。
- 高校入試に対するモチベーションが上がリ、希望を持てました。入試に向けてもっと勉強するチャンスがあると思いました。今日お話をアドバイスをくださった全ての方々に感謝します。
- 親身に指導くださった先生、通訳の方の丁寧な説明に心から感謝しています。
- 自分の目標がよりはっきりしました。目標に向かって頑張ります。
- 今日の学びを通して、高校に進学する過程や日本語の勉強方法について理解が深まりました。

【参加者の感想・保護者】

- 日本語があまり分からない子がどのように日本の高校に進学できるかが分かってよかった。
- 来日2ヶ月、日本語で子どもたちがストレスを受けている状態です。今日は進路について相談でき、日本に先に来た子の体験を聞くことができ、日本に来て良かったと思えました。
- 娘の高校受験に向けて方針等を決めていなかったので今後やっておくべきことなどを聞き助かりました。
- 先生方に具体的な受験制度について教えていただき、すごく分かり易く大変助かりました。
- 今日の話し合いでいっぱいアドバイスをもらって良かったです。合格へ向け頑張りたいと思います。
- 受験制度に関する疑問をたくさん解決できたので良かったです。
- いろいろ教えていただき感謝しています。安心しました。

【参加者の感想・教員】

- 来日1年、日本語に不安を感じていたことが分かった。入試や特別措置について説明したことで少し今後の見通しが持てたのではないかなと思った。通訳の方がたくさん話してくださって心強かったです。
- 保護者から日頃の様子について聞くことができ、本人へのアドバイスに繋がりました。
- 日本語をどうやって習得していくかが大きな課題だと思う。ひらがな→漢字→その意味→使い方など1つ1つていねいに理解するための方法を考えるべきだと思った。
- 初めて参加をしたが、直接話を聞く中で分かったことがたくさんあった（悩み、不安など）。このような会がもっと広がって多くの外国ルーツの子どもたちの支えになるといいし、学校の職員も知っておく必要があると思う。
- 制度や言語環境による外国にルーツを持つ子どもたちや保護者の進学に関する悩みを共有することができた。国籍にかかわらず、全ての子が安心して進学・就職ができるようにしていきたい。

はったつしょうがい 発達障害

【はったつしょうがい 発達障害ってなに?】

発達障害とは、脳の働き方に違いがあるため、得意なことで苦手なことがはっきり分かれていて、日常生活や生活で困りごとがある状態を指す言葉です。生まれつきの脳の特性で、『発達凸凹』ともよばれます。日常生活や社会生活での困難としては、友達と遊ぶこと、学校で勉強すること、仕事などで他の人と比べてやりづらさを感じるなどがあります。

発達障害は病気ではなく、生まれつきの『脳の特性』で、本人の努力不足や親のせいではありません。みんなが理解し、支えれば、その人の持つ特別な力は強みになり、苦手なことは少なくなります。

外国にルーツを持つ子どもの家庭は、日本語と両親の国の言葉を使って生活することが多いです。

そのようなバイリンガルの子どものように言葉をおぼえるのでしょうか?

新しい言葉を読んだり、書いたりするためには長い時間がかかります。まずは母語で話しかけ、母語を習得することが大切です。母語をふまえて日本語を学ぶことで、2つの言語を習得します。母語と日本語の両方で会話をしていると、どちらの言語も定着しにくくなります。すると、お父さんやお母さんと話すことが難しくなるかもしれません。気持ちを伝えるのが難しくなると、こころが通じにくくなることもあります。

1人1言語のルールで子どもと話しましょう。

【そうだん 相談したい】

区役所では、発達障害のことを相談できます。子どもの年齢や、相談の内容によって区役所の人々が相談できるところを教えます。心配なことがあれば、お住まいの区役所に早めに相談しましょう。

熊本市には、発達障害者支援センターがあります。発達障害のある子どもや大人を支援しています。発達障害かもしれないと思っている人や、その家族も相談できます。相談を聞いて、困っていることを支援できるところを紹介することもあります。

熊本市発達障がい者支援センター『みなわ』
住所: 熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと2F
電話: 096-366-1919



熊本市発達障がい者支援センター
『みなわ』

発達障害があるとわかったら、心配になると思います。すごしやすくなる方法や、理解しやすい伝え方があります。その方法を使うと、困っていることが少なくなっていくと思います。発達障害のある人には、苦手なことがあります。得意なこともあります。できることや、得意なことを見つけていきましょう。何をしたらいいかわからないときは、医者や、専門の人に相談しましょう。

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザのご案内

熊本市外国人総合相談プラザでは、法律関係や在留資格関係、住居に関する相談など各種専門相談やライフサポートを多言語で行っています。また、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、ネパール語、台湾語の相談員が下記のスケジュールでプラザでの対面相談に応じています。

10月の相談スケジュール

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
29	30	01 出入国管理相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談	02 韓国相談	03 スペイン語相談 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	04	05 ベトナム語相談 中国生活相談
06	07 中国相談	08 タガログ語相談 中国生活相談 ドイツ相談 こころの相談 おしごと相談	09 韓国相談	10 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	11	12 中国生活相談 教育相談 出入国管理相談
13 スポーツの日 (祝日)	14 休館日	15 住まいの相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談 台湾人生活相談	16 韓国相談	17 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	18 中国生活相談 無料法律相談	19 出入国管理相談 ベトナム語相談 ネパール語相談
20	21 中国相談 (15:00-17:00)	22 中国生活相談 ドイツ相談 留学生ワンストップ窓口	23 韓国相談	24 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	25	26 中国生活相談 教育相談 台湾人生活相談
27 休館日	28 中国相談	29 中国生活相談 ドイツ語相談	30 韓国相談	31 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	01	02
03	04	メモ：相談時間 13:00～17:00（それ以外（※）の相談は以下の時間で行います） ※中国生活相談 13:00～18:00 ※出入国管理 13:00～16:00 ※無料法律相談 14:00～16:00（要予約） ※こころの相談 15:30～17:30 ※教育相談 10:00～15:00 ※留学生ワンストップ窓口 13:00～16:00				

相談員の都合により急にキャンセルになることがあります。相談をしたい人は電話かメールできいてください。

くまもと し がいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザ Facebook

熊本市外国人総合相談プラザの Facebook を定期的に更新しています。

みなさんの役に立つ情報をアップしています。

ぜひ友達登録をして情報を受け取ってください。

プラザ FB



くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザは
様々な情報を発信しています。
ぜひ CHECK してください



くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザ HP



せいかつ どうが
生活ガイダンス動画

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザインフォメーション

場所 くまもと市国際交流会館 2階
住所 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18
電話 096-359-4995
E-mail soudan@kumamoto-if.or.jp
時間 午前10時00分～午後6時00分
休み 第2、4月曜日（国民の祝日の場合翌平日）
年末年始：12月29日～1月3日

